

■(介護予防)短期入所療養介護費(税込)

1割負担

【加算型個室ご利用料金】 介護老人保健施設短期入所療養介護費 I i

介護度	利用者負担段階※	介護保険負担分※1	食費	居住費	日用品費	教養娯楽費	個室料	1日分の合計	7日分の合計	
要支援1	第1段階	686円	300円	490円	200円	100円	2,200円	3,976円	27,832円	要支援1
	第2段階		600円	490円				4,276円	29,932円	
	第3段階①		1,000円	1,310円				5,496円	38,472円	
	第3段階②		1,300円	1,310円				5,796円	40,572円	
	第4段階		1,600円	1,970円				6,756円	47,292円	
要支援2	第1段階	846円	300円	490円	200円	100円	2,200円	4,136円	28,952円	要支援2
	第2段階		600円	490円				4,436円	31,052円	
	第3段階①		1,000円	1,310円				5,656円	39,592円	
	第3段階②		1,300円	1,310円				5,956円	41,692円	
	第4段階		1,600円	1,970円				6,916円	48,412円	

【加算型多床室ご利用料金】 介護老人保健施設短期入所療養介護費 I iii

介護度	利用者負担段階※	介護保険負担分※1	食費	滞在費	日用品費	教養娯楽費	1日分の合計	7日分の合計	
要支援1	第1段階	723円	300円	0円	200円	100円	1,323円	9,261円	要支援1
	第2段階		600円	370円			1,993円	13,951円	
	第3段階①		1,000円	370円			2,393円	16,751円	
	第3段階②		1,300円	370円			2,693円	18,851円	
	第4段階		1,600円	550円			3,173円	22,211円	
要支援2	第1段階	898円	300円	0円	200円	100円	1,498円	10,486円	要支援2
	第2段階		600円	370円			2,168円	15,176円	
	第3段階①		1,000円	370円			2,568円	17,976円	
	第3段階②		1,300円	370円			2,868円	20,076円	
	第4段階		1,600円	550円			3,348円	23,436円	

※1. 介護老人保健施設短期入所療養介護費にサービス提供体制強化加算Ⅱ(18単位/日)、夜勤職員配置加算(24単位/日)を加えた単位数に介護職員処遇改善加算(Ⅰ):3.9%と介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ):2.1%を乗じ、更に地域区分5級地(1単位10.45円)を乗じた金額の1割(1円未満切上)を表記しています。

※2. 対象者のみ個別にかかる費用は、各単位数に介護職員処遇改善加算(Ⅰ):3.9%と介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ):2.1%を乗じ、更に地域区分5級地(1単位10.45円)を乗じた金額の1割(1円未満切上)を表記しています。

■対象者のみ個別にかかる費用

項目	介護保険負担分※2
個別リハビリテーション実施加算	266円/日
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	38円/日
認知症行動・心理症状緊急対応加算(7日を上限)	222円/日
療養食加算	9円/回

項目	介護保険負担分※2
緊急短期入所受入対応加算(7日を上限)	100円/日
重度療養管理加算	133円/日
送迎加算(片道あたり)	204円/回
緊急時治療管理加算(月に1回3日を限度)	574円/日

項目と費用

クリーニング	ご家族洗濯が困難な方は提携業者と契約して頂きます:605円/回
電気代	電気シェーバーや充電器類:550/月、その他電化製品:55円/日
理美容	カット1,800円～ 様々なメニューがありますのでご相談ください

※利用者負担段階は世帯の所得に応じて4段階に区分されており、食費と居住費について減免が受けられる場合があります。【介護保険負担限度額の認定】下記は簡易な区分の一覧表となります。この制度を利用するにはご本人様住所の市区町村に申請し、認定を受ける必要があるため、詳細は各市区町村窓口にお尋ね下さい。

認定要件	第1段階	【1】生活保護世帯 【2】市町村民税世帯非課税である高齢福祉年金受給者 【3】境界層該当者	【預貯金】 単身1,000万円(夫婦2,000万円)
	第2段階	【1】市町村民税課税世帯で年金収入等*80万円以下 *公的年金等収入金額(非課税年金含む)+その他の合計所得金額 【2】境界層該当者	単身650万円、夫婦1,650万円
	第3段階	【1】①年金収入等80万円超120万円以下 ②年金収入等120万円超 【2】市町村民税課税世帯の特例減額措置が適用される人 【3】境界層該当者	①単身550万円、夫婦1,550万円 ②単身500万円、夫婦1,500万円
	第4段階	第1～3段階に該当しない方(市町村民税本人非課税、本人課税等)	